

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和5年7月20日(木)

支出負担行為担当官

関東地方整備局長 藤巻 浩之

1 業務概要

- (1) 業務名 飯田橋地方合同庁舎(23)建築改修設計業務
(電子入札対象案件)(電子契約対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、東京都文京区後楽1-9-20にある飯田橋地方合同庁舎の空気調和設備改修、受変電設備改修、自家発電設備改修及び機械式駐車設備改修に係る建築、建築設備の基本・実施設計及び積算業務を行うものである。
本業務は、提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
また、本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (3) 履行期間 履行期間は、次のとおり予定している。
令和5年11月上旬から令和6年8月31日まで

2 参加資格

基本的要件

- (1) 単体企業
 - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)
 - ③ 関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
 - ⑥ 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の

登録を行っていること。

(2) 設計共同体

(1) 単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年7月20日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長から飯田橋地方合同庁舎（23）建築改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。

(3) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係が無いこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（業務説明書参照）

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 専門分野の技術者資格

(2) 平成25年4月1日以降の同種又は類似業務の実績

(3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の業務成績

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 専門分野の技術者資格

(2) 平成25年4月1日以降の同種又は類似業務の実績

(3) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注の営繕事業に係る業務の業務成績

(4) 平成31年4月1日から令和4年3月31日までに契約履行が完了した国土交通省営繕部等発注業務の優良業務等表彰の経験等（「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を含む）

(5) CPDの単位取得の状況

(6) 業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案（技術提案書の内容及びヒアリングにより評価を行う。）

5 手続等

(1) 担当部局

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1 さいたま新都心合同庁舎2号館17階
関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 048-601-3151 内線 2525 電子メール ktr-denshi-baitai@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和5年7月20日（木）から令和5年9月12日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、9時00分から17時00分まで（最終日は15時00分まで）。

② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子メールにより電子データを交付するので、上記（1）に電子メールにて依頼（受付期間は交付期間と同じ）を行うこと。

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年8月4日（金）15時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記（1）に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は郵送（書

留郵便等の配達記録が残るものに限る。)、託送又は電子メール(電子メールの場合は、着信確認を行うこと。ただし、押印省略をしない場合は、電子メールによる提出はできないものとする。)(以下、郵送、託送又は電子メールを「郵送等」という。)による。

(4) 技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和5年9月12日(火)15時00分

提出場所：紙入札方式による場合は上記(1)に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は郵送等による。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

(2) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行埼玉新都心代理店(埼玉りそな銀行さいたま新都心支店))。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 関東地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 関東地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(6) 2(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの(一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。)も5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。ただし、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の7の設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱いにおける申請期限の特例については、技術提案書の提出期限の日とする。

(7) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和5年7月20日

関東地方整備局長 藤巻 浩之

1 業務概要

(1) 業務名

飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務

(2) 業務内容

- ・電気設備分野に関する基本設計業務の一部、実施設計業務、積算業務
- ・機械設備分野に関する基本設計業務の一部、実施設計業務、積算業務
- ・建築分野に関する実施設計業務、積算業務

(3) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。
令和5年11月(月上旬)から令和6年8月31日まで

2 申請の時期

令和5年7月20日から令和5年8月4日まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））は除く。）。

なお、令和5年8月7日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（休日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、関東地方整備局ホームページ（<https://www.ktr.mlit.go.jp>）から入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書に飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務設計共同体協定書（４（４）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メール（電子メールの場合は着信確認を行うこと。）により提出すること。

提出場所 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局 総務部 契約課 工事契約調整係
電話 048-601-3151（代）
電子メール送付先 ktr-sekkei-kyodotai@mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和4年10月3日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 関東地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。
- ④ 令和4年10月3日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

- (2) 業務形態
 - ① 構成員の分担業務が、業務の内容により、飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
 - ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
 - ③ １（２）の業務内容に掲げる各分担業務をそれぞれ優れた技術を有する構成員に分担し、飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務設計共同体協定書第８条第１項に明示すること。
- (3) 代表者要件
構成員において決定された代表者が、飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
- (4) 設計共同体の協定書
設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。
- 5 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い
４（１）②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、４（１）②の認定を受けていない構成員が４（１）②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、４（１）②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに４（１）②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。
- 6 資格審査結果の通知
「競争参加資格認定通知書」により通知する。
- 7 資格の有効期間
６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
- 8 その他
 - (1) 設計共同体の名称は、「飯田橋地方合同庁舎（２３）建築改修設計業務△△・××設計共同体」とする。
 - (2) 当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時ににおいて、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）」（令和5年7月20日付け支出負担行為担当官 関東地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。